

和歌山県監査公表第 16 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 242 条第 4 項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成 22 年 10 月 15 日

和歌山県監査委員 楠本 隆
和歌山県監査委員 足立 聖子
和歌山県監査委員 尾崎 太郎
和歌山県監査委員 角田 秀樹

和歌山県職員措置請求に係る監査結果

第 1 監査請求

1 請求人

省略

2 請求年月日

平成 22 年 8 月 12 日

3 請求の内容

請求人提出の「住民監査請求書」による請求の内容は、次のとおりである。

(1) 請求の趣旨

知事は、仁坂吉伸知事に対し、次表の失念交付金相当損害金一覧表の合計金 2,078 万 7,200 円及び、同一覧表中「年度」欄記載の各年度に対応する当時の知事に対し、同一覧表中「年度」欄記載の各年度に対応する「金額」欄記載の各金員の損害賠償請求をせよとの措置を講じるよう知事に勧告することを求める。

失念交付金相当損害金一覧表

年度	金額
平成15年度	3,699,500
平成16年度	3,603,900
平成17年度	3,508,000
平成18年度	3,411,500
平成19年度	3,321,400
平成20年度	3,242,900
計	20,787,200

(2) 請求の理由

ア 当事者

(ア) 請求人

請求人らは、和歌山県内に居住する住民であり、地方公共団体の不正行為の監視・是正活動を行っている市民オンブズマンわかやまの構成メンバーである。

(イ) 仁坂吉伸知事

仁坂吉伸知事は、現職の和歌山県知事であり、「和歌山県労働センター（以下「労働センター」という。）」の和歌山市に対して交付漏れしていた国有資産等所在市町村交付金（以下「交付金」という。）について、同交付金を同施設利用者らに賦課・徴収することを^{かいたい}懈怠

（ただし、知事就任時の年度分）するとともに、同賦課・徴収することを懈怠した当時の責任者らに損害を回復させるための賠償請求をせず財産の管理を懈怠した最終責任者である。

イ 違法・不当な公金賦課・徴収の懈怠

(ア) 平成 22 年 4 月に公表された平成 21 年度包括外部監査結果報告書により、県は、県有施設である「和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛（以下「ビッグ愛」という。）」に係る和歌山市に対して交付すべき交付金について、本来各年度に支払うべきものを失念していたため、平成 15 年度分から平成 20 年度分までの計約 1 億 3,676 万円を一括して平成 20 年度に和歌山市に支払い、その支払金を県民の血税で負担していたことが明らかにされた。

(イ) このたび、請求人らの調査によって、ビッグ愛と同様に、労働センターの交付金について

も、本来各年度に支払うべきものを失念していたため、平成 15 年度分から平成 20 年度分までの計金 2,078 万 7,200 円を一括して平成 20 年度に和歌山市に支払い、その支払金を県民の血税で負担していることが分かった。

- (ウ) 交付金は、国有資産等所在市町村交付金法（昭和 31 年法律第 82 号。以下「交付金法」という。）第 2 条に基づく支払金であるところ、地方公共団体の長は、同法の規定によって交付金を交付すべきものについて、前年の 3 月 31 日現在において当該固定資産の価格その他交付金額の算定に関し必要な事項を前年の 11 月 30 日までに当該固定資産の所在地の市町村長に通知するものとする（同法第 7 条）とし、当該市町村は、かかる通知を受けて当該地方公共団体に対して毎年 4 月 30 日までに交付金交付請求書を送付し（同法第 11 条）、交付金交付請求書の送付を受けた場合において当該地方公共団体の長は、毎年 6 月 30 日までに当該交付金交付請求書に記載された交付額を固定資産所在の市町村に交付する（同法第 12 条）とする規定に基づく支払金である。
- (エ) それゆえ、当該交付金の交付漏れは、そもそも最初の段階の県が和歌山市に通知すべき、交付金の対象となる固定資産の価格その他交付金額の算定に関し必要な事項の通知を怠ったために生じたものに他ならない。
- (オ) また、当該交付金の交付漏れが、上記ビッグ愛の交付漏れと同様に和歌山市の指摘により、はじめて県が認識したものであるところ、それまでは、交付金を交付すべきことを認識していず失念していたために生じたものと解することができる。
- (カ) それゆえ、失念していた交付金は、本来、交付すべき各年度において入居者らに負担を求めべきであったにもかかわらず、失念によりこれを怠り、交付金相当額を利用者から回収できておらず結果として県に損害を生じさせたと解することができる。
- (キ) この点、県は、労働センターの平成 21 年度以降の交付金について、下記のとおり受益者負担の観点から入居料に上乗せする改定を行った。なお、当該改訂は、知事の決裁で決定されている。

記

[当初] 建設費÷貸付面積÷償却年数=11,300 円/㎡

[改訂] (建設費+60 年間の交付金見込)÷貸付面積÷償却年数=13,200 円/㎡

建設費：550,355,670 円

貸付面積：695.59 ㎡

償却年数：70 年

- (ク) してみれば、過年度分の交付金についても、受益者負担の観点から入居料に上乗せすべきであったにもかかわらず、これを怠り、県に損害を生じさせたことが明らかである。
 - (ケ) ビッグ愛を包括外部監査した外部監査人も、「交付金を支払うべき行政財産の貸付けが生じているにもかかわらず、交付金額算定に必要な事項を和歌山市に通知することなく交付金の支払を行っていないかった。また、これに伴って、利用者に求めるべき負担を求めていなかったため、和歌山市に支払った交付金相当額を利用者から回収できておらず結果として県に多額の損害が生じている。」とし、「交付金は、県から市町村に支払われるものであるが、受益者負担の観点から、本来負担すべき者は行政財産の借主であり、行政財産使用料に上乗せして県が借主から徴収することが妥当であり、過年度の損害については、その損害の回復に努め、二度と再発することのないよう原因を究明し、その結果を踏まえて速やかにその対策をとることが必要である。」と指摘している。
 - (コ) それゆえ、県が平成 20 年度に和歌山市に交付した平成 15 年度から平成 20 年度までの各交付金相当の失念交付金相当損害金一覧表（前掲）記載の各損害金は、労働センターの入居者らに賦課して徴収すべきところ、これを怠り県に損害を被らせたことに他ならず、違法・不当に賦課・徴収を懈怠した。
 - (ク) したがって、平成 15 年度から平成 20 年度までにおける各年度の知事は、知事当時の各年度の上記損害について、県に賠償すべき責めを負う。
- ウ 違法・不当な財産管理の懈怠
- (ク) 上述したとおり県は、県の負担で支払った平成 15 年度から平成 20 年度までの交付金相当の損害を被っている。この点、ビッグ愛では、上記外部監査人が、過年度の損害についても

「その損害の回復に努め」るべきであるとしているが、このことは、本件もビッグ愛と同様の損害であるから、本件にも該当する。

- (イ) しかしながら、県は、上述したとおり平成 21 年度以降分については、上乗せする形で是正したが、損害の回復についてはいまだ何の回復措置も行っていない。
- (ウ) この点、請求人らが所属する市民オンブズマンわかやまにおいて、4 月 27 日、仁坂知事に対し、ビッグ愛と同様の失念交付金にかかる県が被っている損害金について、どのように回復されるのかなどを問う公開質問を行ったが、いまだ誠意ある回答がない。
- (エ) それゆえ、県は、県が被っている上記損害を回復させるための賠償請求を何の理由もなく怠っていることは明らかである。
- (オ) したがって、仁坂知事は、違法・不当に財産の管理を懈怠しており、その全額について県に賠償すべき責めを負う。

(3) 結論

よって、監査委員に対し、請求の趣旨記載の勧告を求め、自治法第 242 条第 1 項に基づき、別紙事実証明を添付の上、請求する。併せて、同法第 252 条の 43 第 1 項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

(4) 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

ア 本件監査請求は、公認会計士和中修二・県包括外部監査人の監査結果に基づくビッグ愛の交付金賦課・懈怠損害賠償請求住民監査請求と同様の住民監査請求である。

イ それゆえ、ビッグ愛と同様に、外部監査人による監査が適任であり、公正な監査が期待できる。

ウ よって、個別外部監査契約に基づく監査を求める次第である。

第 2 住民監査請求書の受理

本件請求は、自治法第 242 条第 1 項及び第 2 項に規定する要件を具備しているものと認め、平成 22 年 8 月 18 日に受理を決定した。

第 3 個別外部監査契約に基づく監査を行わなかった理由

請求人は、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求めているが、本件事案は監査委員では判断できない高度な専門知識を必要とする事案とは認められず、外部監査人による監査の必要はないと判断した。

第 4 監査の実施

1 監査対象事項

県知事が交付金相当額を貸付料に上乗せして労働センターの入居者から徴収していないことは、自治法第 242 条第 1 項に規定する違法若しくは不当に公金の賦課・徴収を怠る事実該当するのかが、また、賦課・徴収することを懈怠した当時の責任者らに損害賠償請求を行っていないことは、同条同項に規定する違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実該当するのかを監査の対象とした。

2 監査対象機関

商工観光労働部

3 請求人による証拠の提出及び陳述

自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対し、平成 22 年 8 月 27 日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、同条第 7 項の規定に基づき、関係機関の職員の立会いを認めた。

請求人からは、平成 21 年度から交付金相当額を上乗せした貸付料とする貸借契約の締結についての知事決裁文書が証拠書類として提出されるとともに、住民監査請求書に補足して、県の失念による交付金の遺漏及び県の損害等について陳述があった。

第 5 監査の結果

1 主文

平成 15 年度から平成 20 年度までの貸付料は、自治法第 237 条に規定する適正な対価とは認められないので、同法第 242 条第 4 項の規定に基づき和歌山県知事に対して第 7 のとおり勧告する。

2 事実関係の確認

監査対象事項について、関係する法令等の照合、関係書類等の調査及び監査対象機関からの事情聴取等から次の事項について確認した。

(1) 労働センターの概要

勤労者の福祉の増進と教養の向上を目的に設置している和歌山県勤労福祉会館（プラザホープ）の効用を高めるため、和歌山市内に点在している労働関係団体を集約し、より一層の労働福祉の向上を図ることを目的に、プラザホープと同一敷地内に平成 10 年 6 月に建設した。県は、労働センターを自治法第 238 条第 4 項で規定する普通財産として管理している。

(2) 交付金の交付

ア 交付金制度の概要

交付金法により固定資産税が課されない国、地方公共団体等が所有する固定資産のうち、使用の実態が一般の固定資産と同様であるものについて、負担の衡平及び地方財源の充実を図る見地から、固定資産相当額の負担を求める制度である。

県は、毎年度、前年 3 月 31 日現在の交付金の客体となる固定資産の台帳価格等を前年 11 月 30 日までに所在市町村に通知を行い、当該市町村から送付される交付金交付請求書に基づいて 6 月 30 日までに交付金を交付する。

イ 交付金支出の経緯

労働センターに係る交付金については、平成 11 年度に当該施設の台帳価格等を和歌山市に通知し、平成 12 年度に交付金を支払うべきところ、認識不足から通知がなされず、交付金が未払の状態となっていたが、平成 19 年 9 月に和歌山市からの通知により、交付金の未払が判明したため、価格通知等事務手続を行った上で、平成 20 年度に現年度分及び過年度分（平成 15 年度から平成 19 年度まで）の交付金を和歌山市に支払った。

ウ 交付金の支出

近畿労働金庫、和歌山県社会保険労務士会、和歌山県労働保険事務組合連合会、社団法人和歌山県シルバー人材センター連合会、社団法人和歌山県労働者福祉協議会、財団法人介護労働安定センター、財団法人産業雇用安定センター、社団法人和歌山県勤労者福祉施設運営協議会（平成 16 年 3 月 31 日退去）、日本労働組合総連合会和歌山県連合会の合計 8 団体 1 金融機関に事務室又は倉庫等として貸し付けた床面積 714.16 m²に係る固定資産を交付金の客体とし、平成 20 年 6 月 30 日に平成 15 年度から平成 20 年度までの 6 年分の交付金 20,787,200 円を和歌山市に支出した。

(3) 交付金の客体とした固定資産に係る貸付料の徴収

ア 貸付料の単価

当初、建設事業費総額を事務室の専有面積及び償却年数（70 年）で除し、算出した単価（年 11,300 円/m²）に各団体への貸付面積を乗じて貸付料を算定している。

平成 21 年度には、当初の貸付料算定時の建築総事業費を耐用年数の期間において償却するという考え方に倣い、残りの耐用年数（60 年）の交付金の年平均支払額を貸付料に上乘せし、年 13,200 円/m²に改定したが、平成 15 年度から平成 20 年度までの交付金相当額については、この改定額に算入されていない。

イ 貸付料の減額

普通財産の貸付けについては、自治法第 237 条第 2 項で条例又は議会の議決がなければ、適正な対価なくして貸し付けてはならないと規定している。

県では、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和 39 年和歌山県条例第 2 号。以下「財産無償貸付等条例」という。）第 4 条において、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するときは、普通財産を無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができると規定している。ただし、労働センターの貸付契約に係る決裁等には、本規定を適用する旨の記載はない。

3 監査対象機関（商工観光労働部）の主張

(1) 交付金相当額を貸付料に算入しなかった理由

設置目的である労働関係団体の集約を図るため、政策的に貸付料を設定したものである。

なお、当該貸付料については、財産無償貸付等条例第 4 条に普通財産の貸付けに関して、公共的団体が公益事業の用に供するときは無償または時価よりも低い価額で貸し付けることができる規定もあることから、知事の裁量の範囲内であったと思料している。

(2) 平成 21 年度に交付金相当額を貸付料に上乘せした理由

交付金の未払状態が判明した平成 19 年度には、当該施設は労働者福祉の向上等に寄与する団体の集約を目的とした施設であり、近隣のビッグ愛の行政財産使用料（年 6,340 円/㎡）と比較しても、相応な額であると考えていたが、平成 20 年度に再検討した結果、公益的な団体といえども特定の団体が使用するものであり、県が交付金相当額を負担することに県民の理解が得られにくいと判断し、平成 21 年度から交付金相当額を上乗せするよう貸付料を改定したもので、誤りを正したのではなく、方針の変更によるものである。

以上から、県に損害を与えたとは考えていない。

第 6 監査委員の判断

本件請求について、請求人は平成 21 年度包括外部監査結果報告書における外部監査人の指摘を根拠にして特に次の点を主張している。

平成 15 年度から平成 20 年度までの交付金について、交付すべき各年度に入居者に負担を求めるべきであったにもかかわらず、失念によりこれを怠り、また、平成 21 年度に交付金相当額を貸付料に上乗せする改定を行ったが、過年度分は上乗せしておらず、県に損害を生じさせた。

このことについて、監査委員は次のとおり判断する。

自治法第 237 条では、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決がなければ、適正な対価なくして貸し付けてはならないとされている。

しかるに、県が平成 20 年度に和歌山市に交付した平成 15 年度から平成 20 年度までの交付金 20,787,200 円は、対価として貸付料に算入すべきものであり、平成 21 年度の貸付料の改定時において措置を講ずべきであったにもかかわらず、現時点においてもその措置が講じられていない。

一方、同条で規定する条例による例外措置に該当するものであるか否かについては、財産無償貸付等条例第 4 条で他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するときは、普通財産を無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができると規定されている。しかしながら、本規定を適用する決裁手続も行われておらず、また、入居者の一部には同条例で規定する公共的団体に該当するとは認められないものがある。したがって、第 7 のとおり勧告する。

第 7 知事に対する勧告

1 措置すべき事項

本件請求について、平成 15 年度から平成 20 年度までの貸付料は、和歌山市に交付した交付金相当額が転嫁されておらず、また、財産無償貸付等条例第 4 条の適用がなされていない限り、自治法第 237 条に規定する適正な対価とは認められないので、これを是正すべく、適切な措置を講じるよう勧告する。

2 措置期限

平成 22 年 12 月 28 日

前記の勧告に係る事項について、自治法第 242 条第 9 項の規定により、所要の措置を講じるとともに、その措置状況を監査委員に通知されたい。